

要領第82号

システム開発部長決定

平成22年12月24日制定・施行

国民年金
厚生年金保険

年金給付関係業務取扱要領

(諸変更編)

日本年金機構

改正経過一覧表

【 国 民 年 金
厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
22. 12. 27 シ開指2010-94	平成 22 年度税制改正に伴う社会 保険オンラインシステムの業務処 理の取扱い（諸規程）	181-1	1	181-1	1	差替
		259	1	259	1	差替
23. 4. 14 基シ指2011-22	社会保険オンラインシステムの年 金給付関係業務取扱要領の一部改 正（指示・依頼）	41, 42	2	41, 42	2	差替
23. 6. 24 基シ指2011-43	「住民基本台帳ネットワークを活 用した届出省略の実施」に伴う社 会保険オンラインシステム業務取 扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		24	1	24	1	差替
		27	1	27	1	差替
		46	1	46	1	差替
		120-15	1	120-15	1	差替
		120-17	1	120-17	1	差替
		120-18	1	120-18	1	差替
		120-19	1	120-19	1	差替
		120-24	3	—	—	追加
		～26				
		128-1	1	128-1	1	差替
		129	1	129	1	差替
		152-5	1	152-5	1	差替
		152-6	1	—	—	追加
		167-2	1	167-2	1	差替
		167-3	1	—	—	追加
		171	1	171	1	差替
		195	1	195	1	差替
		203	1	203	1	差替
		239-5	1	239-5	1	差替
		239-6	1	—	—	追加
		266-1	1	266-1	1	差替
		323-14	1	323-14	1	差替
		323-15	1	323-15	1	差替
		323-16	4	—		追加
		～19				

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
23. 9. 26 基シ指2011-64	国民年金厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（裁定編）等の一部改正（諸規程）	120-26	1	120-26	1	差替
23. 12. 22 基シ指2011-91	裁定中表示の期間における資格取得届、資格喪失届の入力改善に伴うシステム開発に係る社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	115	1	115	1	差替
		115-1	1	—	—	追加
		257	1	257	1	差替
23. 12. 22 基シ指2011-93	「全銀協システム6次更改に伴う年金振込事務の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	29～30	2	29～30	2	差替
		—	—	31～32	2	削除
		36	3	36	3	差替
		～37-1		～37-1		差替
		130	2	130	2	差替
		～131		～131		差替
		155	1	155	1	差替
		182	1	182	1	差替
		204	1	204	1	差替
		273	2	273	2	差替
		～274		～274		差替
24. 4. 1 基シ指2012-20	住民基本台帳ネットワークシステムを活用した届出省略に係るシステム改修に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	120-19	1	120-19	1	差替
		120-20	1	120-20	1	差替
		152-5	1	152-5	1	差替
		167-2	1	167-2	1	差替
		195	1	195	1	差替
		239-4	1	239-4	1	差替
		239-5	1	239-5	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24. 4. 12 基シ指2012-23	「年金受給者へ送付する各種通知書の見直しに係るシステム開発【フェーズ2】（記録管理システム）」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	25	1	25	1	差替
		43	1	43	1	差替
		45	1	45	1	差替
		71	1	71	1	差替
		74	1	74	1	差替
		76	1	76	1	差替
		162	1	162	1	差替
		243	1	243	1	差替
		—	—	243-1	1	削除
		244	6	244	6	差替
		～249		～249		
		—	—	249-1	1	削除
		293-1	1	293-1	1	差替
24. 5. 16 基シ指2012-31 注：24. 4. 1 から適用	住民基本台帳ネットワークシステムを活用した届出省略に係るシステム改修に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		120-15	3	120-15	3	差替
		～120-17		～120-17		
		120-17-1	3	—	—	追加
		～				
		120-17-3				
		120-21	3	120-21	3	差替
		～120-23		～120-23		
		243	1	243	1	差替
		260-5	1	260-5	1	差替
		—	—	260-6	1	削除
24. 7. 25 基シ指2012-46 給付指 2012-167	社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	41-42	2	41-42	2	差替
		72	1	72	1	差替
		73	1	73	1	削除
24. 9. 14 基シ指2012-61	「国民年金保険料の納付可能期間の延長」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	258-1	1	258-1	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24. 10. 12 基シ指2012-69	「年金給付・時効援用に係る取扱いの変更に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	137	1	137	1	差替
		143	1	143	1	差替
		184-1	1	184-1	1	追加
		185	1	185	1	差替
		191	1	191	1	差替
25. 3. 29 基シ指2013-28	「基礎年金番号の重複付番の発生防止に係るシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	117	1	117	1	差替
		257～		257～		
		258-1	3	258-1	3	差替
	「記録管理システムの機能改善に係るシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	157	1	157	1	差替
		158	1	158	1	差替
		279		279		差替
		～282-1	5	～282-1	5	差替
	「特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ等の実施に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	190	1	190	1	差替
		194	1	194	1	差替
	（留意事項の追加及び見直し）	133	1	133	1	差替
		181	1	181	1	差替
				181-1	1	削除
		239-4	1	239-4	1	差替
25. 9. 18 基シ指2013-78	「被保険者であった者に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所情報等の把握」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		120-24	1	120-24	1	差替
		120-24-1	1	120-24-1	1	追加
		120-25	2	120-25	2	差替
		～120-26		～120-26		
		120-26-1	1	120-26-1	1	追加
		167-3	1	167-3	1	差替
		181	1	181	1	差替
		239-6-1	1	239-6-1	1	追加
		323-18	2	323-18	2	差替
		～323-19		～323-19		

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
25.9.18 基シ指2013-78	「成年後見人等の事務処理の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	18～19	2	18～19	2	差替
		23～24	2	23～24	2	差替
		27～28	2	27～28	2	差替
		34	1	34	1	差替
		37-1	1	37-1	1	差替
		37-2	1	-	-	追加
		38～41	4	38～41	4	差替
		45	1	45	1	差替
		120-27	6	-	-	追加
		～32				
		152-07	5	-	-	追加
		～11				
		167-4	2	-	-	追加
		～5				
		171	1	-	-	追加
		203	1	203	1	差替
		204-1	1	-	-	追加
		239-7	1	-	-	追加
		266-1	1	-	-	差替
		323-20	2	-	-	追加
		～21				
26.3.19 基シ指 2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	50	1	50	1	差替
		52	3	52	3	差替
		～54		～54		
		54-1	1	-	-	追加
		112	1	112	1	差替
		120-29	1	120-29	1	差替
		135	2	135	2	差替
		～136		～136		
		136-1	1	-	-	追加
		137	1	137	1	差替
		152-5	2	152-5	2	差替
		～152-6		～152-6		
		152-6-1	1	152-6-1	1	追加
		157	11	157	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
26. 3. 19 基シ指2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	177	1	177	1	差替
		206～209	4	206～209	4	差替
	「住民票コードチェック機能強化」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	120-19	1	120-19	1	差替
		120-26	1	120-26	1	差替
27. 3. 30 基シ指2015-27	厚年法等改正法（第3号不整合記録関連対処部分）の施行に伴うシステム開発（その1）」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	258-1	1	258-1	1	差替
27. 4. 24 基シ指2015-37	年金証書受払簿の様式変更に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	42	1	42	1	差替
27. 9. 18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	243	1	243	1	差替
		247	1	247	1	差替
		247-1	1	-	-	追加
		260-1～	4	260-1～	4	差替
		260-4		260-4		
27. 12. 21 基シ指2015-89	「平成26年税制改正に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	259	1	259	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

国民年金
厚生年金保険

年金給付関係業務取扱要領

(諸変更編)

〔第1部 業務処理詳細説明書〕

目 次

用語・記号の説明

第1章 総 則	11
第1節 目 的	13
第2節 構 成	13
第3節 諸変更事務の概要	14
1. 届書等に関する事務の概要	14
2. 諸変更事務の流れ	15
第4節 共通事項	16
1. 諸変更届の受付窓口及び受付処理	16
2. 書類の整理・保管及び保存期間	18
3. 処理サイクル	20
第2章 業務処理	21
第1節 入出力帳票の種類	23
1. 入力帳票の種類	23
2. 出力帳票の種類	25
第2節 機器の操作	26
第3節 年金受給権者住所・支払機関変更届の処理	27
1. 届 出 事 由	27
2. 届書の記載事項	27
3. 添 付 書 類	27
4. 留 意 事 項	27
5. 年金受給権者住所・支払機関変更届の事務処理	27
6. 年金受給権者住所・支払機関変更届の審査及び補正方法	28
7. 届 書 の 入 力	34

第4節 年金受給権者氏名変更届の処理	38
(加対者氏名変更処理票含む。)	
1. 届出事由	38
2. 届書の記載事項	38
3. 添付書類	38
4. 留意事項	38
5. 年金受給権者氏名変更届の事務処理	39
6. 年金受給権者氏名変更届の審査及び補正方法	39
7. 年金証書受払の事務処理	41
8. 届書の入力	43
9. 加対者氏名変更処理票	45-1
第5節 年金受給権者死亡届の処理	46
1. 届出事由	46
2. 届書の記載事項	46
3. 添付書類	46
4. 留意事項	46
5. 年金受給権者死亡届の事務処理	47
6. 年金受給権者死亡届の審査及び補正方法	49
7. 届書の入力	52
第6節 遺族年金失権届の処理	55
1. 届出事由	55
2. 届書の記載事項	55
3. 添付書類	55
4. 留意事項	55
5. 遺族年金失権届の事務処理	56
6. 遺族年金失権届の審査及び補正方法	57
7. 届書の入力	59
第7節 支払保留の処理	62
1. 作成事由	62
2. 支払保留処理票の記入事項	62
3. 留意事項	62
4. 支払保留処理票の事務処理	63
5. 処理票の入力	64

第8節 年金受給権者現況届（窓口受付分）の処理	66
1. 作成事由	66
2. 現況届処理票の記入事項	66
3. 留意事項	66
4. 現況届処理票の事務処理	66
5. 処理票の入力	68
第9節 年金証書再交付申請書の処理	70
1. 届出事由	70
2. 届書の記載事項	70
3. 添付書類	70
4. 年金証書再交付申請書の事務処理	70
5. 年金証書再交付申請書の審査及び補正方法	71
6. 年金証書受払の事務処理	72
7. 申請書の入力	74
	[77 頁～85 頁欠]
第11節 改定通知書再発行申請書の処理	86
1. 届出事由	86
2. 届書の記載事項	86
3. 添付書類	86
4. 留意事項	86
5. 改定通知書再発行申請書の事務処理	86
6. 改定通知書再発行申請書の審査及び補正方法	88
7. 改定通知書受払の事務処理	89
8. 申請書の入力	91
第12節 年金受給権者裁定取消処理票の処理	94
1. 作成事由	94
2. 届書の記載事項	94
3. 添付書類	94
4. 留意事項	94
5. 裁定取消の事務処理	95
6. 処理票の入力	99
	[101 頁～107 頁欠]
第14節 源泉徴収票再交付申請書の処理	108
1. 届出事由	108
2. 届書の記載事項	108

3. 添付書類	108
4. 留意事項	108
5. 源泉徴収票再交付申請書の事務処理	108
6. 源泉徴収票再交付申請書の審査及び補正方法	109
7. 源泉徴収票受払の事務処理	110
8. 申請書の入力	112
第15節 要再裁定者リストが出力された場合の処理について	115
第16節 失権者リストが出力された場合の処理について	118
第17節 年金受給権者配偶者情報取消・登録処理票の処理	120-1
第18節 振込通知書再発行申請書の処理	120-7
1. 届出事由	120-7
2. 届書の記載事項	120-7
3. 添付書類	120-7
4. 留意事項	120-7
5. 振込通知書再発行申請書の事務処理	120-7
6. 振込通知書再発行申請書の審査及び補正方法	120-8
7. 振込通知書受払の事務処理	120-8
8. 申請書の入力	120-11
第19節 住民票コード登録申出書（処理票）の処理	120-15
第20節 住民票コード照会収録エラーリストが出力された場合の処理	120-21
第21節 住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書の処理及び住民票コード収録状況の 本人確認状態更新	120-24
第22節 成年後見人等からの届出に係る処理	120-27
第3章 エラーメッセージ	121
第1節 エラーメッセージの見方	123
第2節 エラーメッセージが表示された場合	124
第3節 エラーメッセージ一覧	124
第4章 入力項目・入出力コード	153
第1節 入力項目一覧	155
第2節 入出力コード一覧	168

用語・記号の説明

この要領で使用している用語及び記号の説明は、次のとおりである。

1. 用語

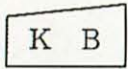
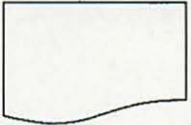
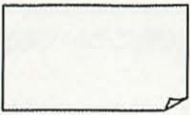
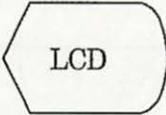
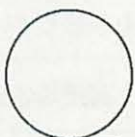
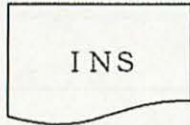
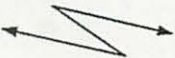
(1) ファイルの種類

種 類	説 明
基 礎 年 金 番 号 管 理 フ ァ イ ル	基礎年金番号を付番した者の本人基本情報及び本人の適用・給付状態について収録したファイル进行う。
受給権者ファイル	裁定原簿、支払記録、改定履歴等を収録しているファイル进行う。
源 泉 フ ァ イ ル	源泉徴収記録を収録しているファイル进行う。
支払機関ファイル	金融機関名称、郵便局名及び郵便番号等を収録しているファイル进行う。

(2) 年金制度の種類

種 類	説 明
旧 法 国 年	昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法进行う。
旧 法 厚 年	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法进行う。
旧 法 船 保	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法进行う。
新 法	昭和60年法律第34号第1条又は第3条の規定による改正後の国民年金法又は厚生年金保険法进行う。
新 船 保	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正後の船員保険法进行う。
共 済	平成8年法律第82号の規定による改正後国共済法、改正前国共済法及び旧国共済法进行う。

2. 記号

記 号	説 明	記 号	説 明
	窓口装置 (WM) のキーボードからのデータの入力及び業務処理の指示を示す。		事務処理機器で作成される帳票を示す。
	各種届書、請求書等の入力帳票を示す。		磁気ディスクに収録されているファイルを示す。
	窓口装置 (WM) のディスプレイ画面への照写を示す。		磁気テープに収録されているファイル及び磁気テープを示す。
	窓口装置 (WM) のインサータ部での帳票の作成を示す。		通信回線によるデータ送受信を示す。

記 号	説 明	記 号	説 明
	電子計算機器による処理を示す。	検 索	ファイルに収録されているデータを索出し、ディスプレイ画面又は帳票に出力することを示す。
即時処理	通信回線を利用して、問合せから応答までを即時に行う処理を示す。	更 新	ファイルに収録されているデータを新しい内容のデータで置き換えること又は、新たにデータを登録することを示す。
一括処理	大量のデータを集めて集中的に行う処理を示す。	編 集	出力帳票又は磁気記録媒体に合ったフォーマットにデータを準備することを示す。
中 継	年金事務所と機構本部（高井戸）の電子計算組織間のデータを中継することを示す。		

第1章 総則

第1節 目 的

この要領は、年金事務所又は事務センターにおける事務処理機器を使用して行う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金給付関係の諸変更業務の取扱いを定めたものである。

第2節 構 成

この要領は、第1部及び第2部で構成されており、第1部は4章からなり、第1章には目的、構成及び共通的な事項等を、第2章には諸変更業務処理の内容を、第3章にはエラーメッセージを、第4章には入力項目、入出力コードの一覧をとりまとめている。

また、第2部には、入出力帳票の様式、ディスプレイ画面の様式及びその説明を収録している。

第3節 諸 変 更 事 務 の 概 要

1 届書等に関する事務の概要

(1) 届出者から提出された届書及び市区町村から「国民年金老齢給付市町村事務取扱準則」に定める手続きを経て進達された届書等は、受付、記載内容の点検を行ったのち、処理手順に従って窓口装置から入力を行うことにより受給権者ファイルに収録する。

(2) 年金証書・送付書（再交付）等は、事務処理機器を使用して作成する。

ただし、裁定取消通知については手作業により作成する。

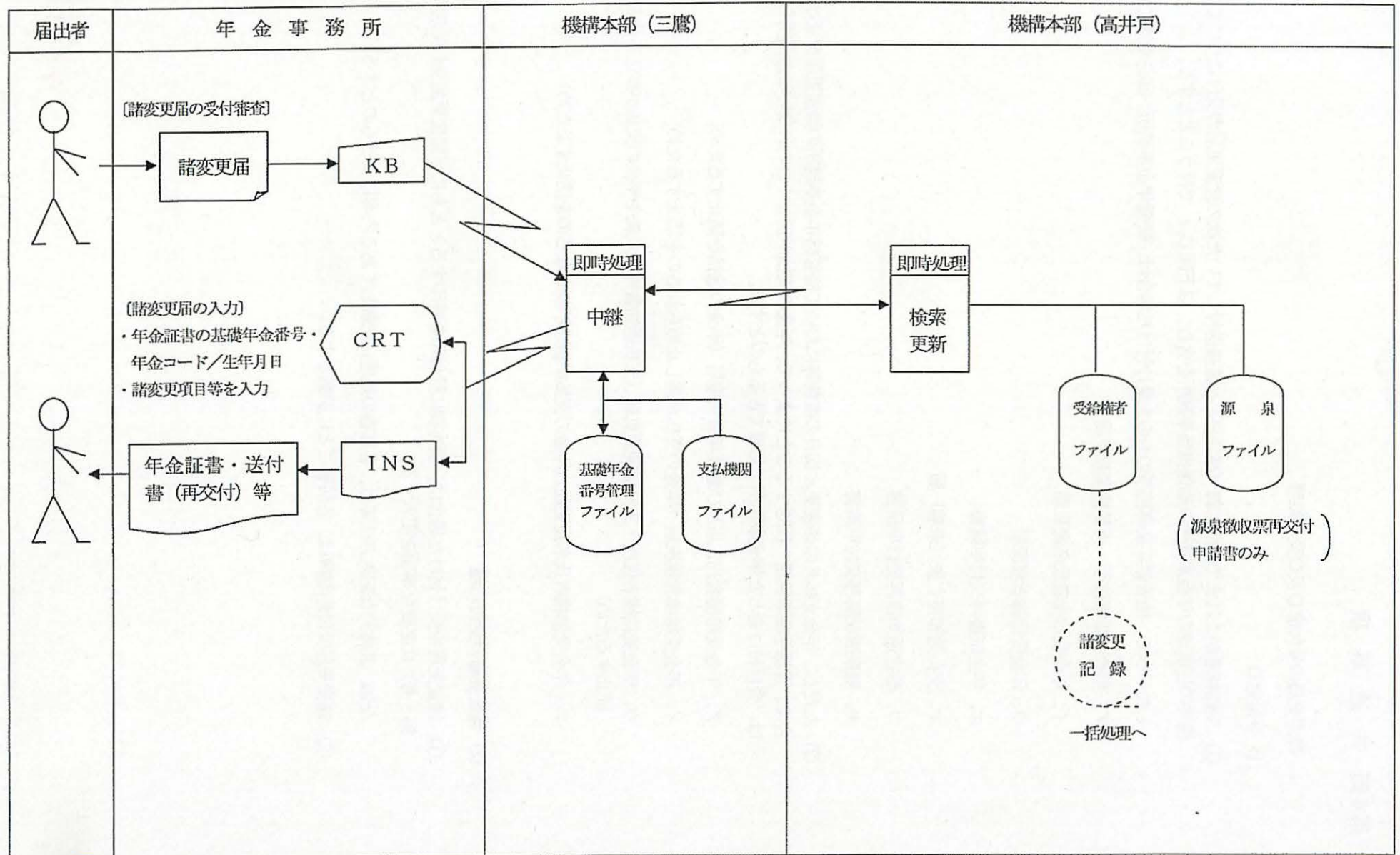
(3) 作成した年金証書・送付書（再交付）等は、点検、決裁を行ったのちに届出者に送付する。

ただし、裁定取消通知については機構本部（高井戸）にも送付する。また、市区町村で裁定請求書の受付を行った年金に係る裁定取消通知については併せて当該市区町村にも送付する。

(4) 入力が完了した届書等は、事務処理機器を使用して作成した処理結果リストにより、処理結果の確認を行う。

確認の結果、誤りがあったものについては、各届書の「確認」を参照の上その指示に従う。その場合で、機構本部（高井戸）に進達する時は、所定の様式でファクシミリにより進達すること。

2 諸変更事務の流れ



7 届書の入力

処 理 名	年金受給権者死亡届				届 書 コ ー ド	届 書	処理区分
						850	1
					入 力 帳 票	206～225-4 頁	
					入 出 力 画 面	277～278 頁	
出力帳票	帳 票 名	用紙	インサータ セット方法	出力帳票	帳 票 名	用紙	インサータ セット方法
頁				頁			

処理 の 概 要	年金受給権者死亡届の内容を、窓口装置から入力し、受給権者の死亡情報を登録する。（処理結果は、受給権者ファイルに収録される。）		

処 理 手 順	事 務 セ ン タ ー 等	機 構 本 部 （ 三 鷹 ）	機 構 本 部 （ 高 井 戸 ）
	1 事前確認		
	2 入力		
	3 処理結果確認		


```

graph TD
    subgraph OfficeCenter [事務センター等]
        A[1 事前確認] --> B[年金受給権者死亡届]
        B --> C[WM]
        C --> D[WM]
        D --> E[WM]
        E --> F[WM]
        F --> G[3 処理結果確認]
    end

    subgraph Maeyama [機構本部 三鷹]
        H[即時処理 中継]
        I[即時処理 中継]
        J[基礎年金番号管理ファイル]
    end

    subgraph Takai [機構本部 高井戸]
        K[即時処理 検索]
        L[即時処理 更新]
        M[受給権者ファイル]
        N[一括処理編集]
    end

    C --> H
    D --> H
    E --> I
    F --> I
    H --> K
    I --> L
    K --> M
    L --> M
    M --> N
    N -.-> M
    M -.-> J
  
```


処 理 の 詳 細 説 明 ・ 留 意 事 項

2 届書内容の2次入力は次により行う。

入力項目	入力の可否	入力内容等
03 死亡年月日	必須	届書の記載内容に基づき入力する。
04 届出者氏名	必須	
05 続柄	必須	続柄の種別コードを入力する。 「1. 夫」「2. 妻」「3. 子」「4. 孫」「5. 父母、祖父母」 「6. 兄弟姉妹（三共済は相続人（H26.4 前）を含む）」 「7. その他」「8. 曾孫、曾祖父母、甥姪（三共済は相続人（H26.4 以降）を含む）」「9. 三親等内の親族（続柄 1～6、8 以外）」
06 未支給有無	任意	「未支給有」の場合は、「1」を入力する。
07 郵便番号	任意	届出の記載内容に基づき入力する。
08 住所	任意	入力を省略した場合は、基礎年金番号管理ファイルに収録された死亡者の郵便番号・住所が反映される。

入力後、送信キーを押下することで、確認画面が照写される。

入力結果画面のフォーマット

[illegible]

※ 「処理は正常に終了しました（支払限度額超過、支払は保留）」と表示された場合は、支払金額が支払限度額を超え、支払が保留となるので保留解除の依頼を機構本部（高井戸）へ提出すること。

《エラーメッセージが表示された場合の対応》

入力時にエラーメッセージが表示された場合の対応は「第3章 第2節 エラーメッセージが表示された場合の措置」により確認し対応する。

処 理 の 詳 細 説 明 ・ 留 意 事 項	《留意事項》 1 届出者氏名を入力する場合は、姓と名の間に1字分スペースを入れて漢字氏名を入力する。ただし、届出者続柄が「その他“7”」の場合については、届出者氏名の後に1字分スペースを入力し、続けて続柄（職名）等を入力する。（届出者氏名及び続柄（職名）はすべて半角カナ入力とする。） 2 届出者の郵便番号、住所については、確認画面の郵便番号、住所と同一である場合は、その入力を省略することができる。 また、届出者の続柄が「その他“7”」の場合は、確認画面と相違している場合であっても入力を行わない。 3 届出者住所を入力する場合は、住所コードを入力し、市町村名に変換後、続けて字、番地、方書等をそれぞれの間に1字分スペースを入れて入力する。 なお、郵便番号変換による入力方法は、基礎年金番号関係業務取扱要領第2章の「（参考）住所の入力方法について」を参照のこと。 4 確認画面に連動により処理が行われた年金の年金コード（入力した年金コード以外に3つまで）及び連動されていない年金数が照写されるので、連動されていない年金については、再度入力処理を行う。 3 処理結果確認 制度キーを押下し、「共通」を設定後、届書コード「955」および処理区分「1」～「4」を入力し、処理結果リストを出力する。（詳細は『システム運用関係業務取扱要領』第3章「共通処理」の第6節を参照。）出力した処理結果リストの内容を確認する。 確認の結果、死亡年月日（失権年月日）の入力誤りが判明したときは、失権年月日取消依頼を機構本部（高井戸）へ進達すること。また、死亡年月日以外の入力誤りが判明したときは、再入力処理を行うこと。
--	--

入 力 帳 票 名	項 目 名		入力 項番	省 略 可 ・ 不 可	形 式			備 考
					桁 数	固定 可 変	字 種	
年金受給権者氏名変更届	届書 処理 コード	届書コード	/	/	3	固定	数字	「844」
		処理区分	/	/	1	可変	数字	「1」
		年番・コード	01	不可	14	固定	数字	「年金証書の基礎年金番号・年金コード」
		生年月日	02	不可	7	固定	数字	9 99 99 99 →日 →月 →年 →元号 1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成
		変更後氏名	03	不可	25	可変	カナ 漢字	「変更後の氏名」

入 力 帳 票 名	項 目 名		入力 項番	省 略 可 ・ 不 可	形 式			備 考
					桁 数	固定 可変	字種	
国民年金老齢・通算老齢年金 受給権者死亡届 (旧)	届書 処理 コード	届書コード	/	/	3	固定	数字	「850」
厚生年金保険年金受給権者死 亡届 (旧)		処理区分	/	/	1	可変	数字	「1」
船員保険年金受給権者死亡届 (旧)	年番・コード		01	不可	14	固定	数字	「年金証書の基礎年金番号・年金コード」
国民年金・厚生年金保険受給権 者死亡届	生年月日		02	不可	7	固定	数字	9 99 99 99 └─┬─┬─┬─┐ 日 月 年 元号 { 1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成
船員保険年金受給権者死亡届								
共済年金受給権者死亡届								
死亡年月日		03	不可	6	固定	数字	同上	
届出者氏名		04	不可	25	可変	カナ 漢字	「届出者氏名」	
続柄		05	不可	1	固定	数字	続柄 1: 夫 2: 妻 3: 子 4: 孫 5: 父母、祖父母 6: 兄弟姉妹（三共済は相続人 （H26.4 前）を含む） 7: その他 8: 曾孫、曾祖父母、甥姪 （三共済は相続人（H26.4 以降）を 含む） 9: 三親等以内の親族 （続柄 1～6、8 以外）	
未支給有無		06	可	1	固定	数字	「未支給有無」 1: 有り スペース: 無し	
郵便番号		07	可	3	固定	数字	「届出者の住所地郵便番号」	
			可	4	固定	数字		
住 所	住所コード		08	可	75	可変	英字 数字 カナ 漢字	「届出者住所」
	住 所							

入 力 帳 票 名	項 目 名		入力 項番	省略 可・不可	形 式			備 考
					桁 数	固定 可変	字種	
遺族年金失権届	届書 処理 コード	届書コード			3	固定	数字	「850」
		処理区分			3	可変	数字	旧法厚年・船保、新法一「002」 新船保「302」 共済「402」
		年番・コード	01	不可	14	固定	数字	「年金証書の基礎年金番号・年金コード」
		生年月日	02	不可	7	固定	数字	9 99 99 99 → 日 → 月 → 年 → 元号 1 : 明治 3 : 大正 5 : 昭和 7 : 平成
		失権年月日	03	不可	6	固定	数字	同上
		失権事由	04	不可	2	固定	数字	「失権の事由」 07 : 障害回復、婚姻、養子縁組、 離縁等 09 : 胎児出生 10 : 先順位者判明
		氏名	05	可	25	可変	カナ	
		郵便番号	06	可	3	固定	数字	
				可	4	固定	数字	
	住 所	住所コード	07	可	75	可変	英字 数字	
		住 所					カナ	

入 力 帳 票 名	項 目 名		入力 項番	省 略可・不可	形 式			備 考
					桁 数	固定 可変	字種	
年金受給権者支払保留処理票	届書 処理 コード	届書コード	/	/	3	固定	数字	「820」
		処理区分	/	/	1	可変	数字	新船保 「3」 共済 「4」
		年番・コード	01	不可	14	固定	数字	「年金証書の基礎年金番号・年金コード」
		生年月日	02	不可	7	固定	数字	9 99 99 99 → 日 → 月 → 年 → 元号 { 1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成
		支払保留事由	03	不可	1	固定	数字	旧法国年 { 2: 死亡の疑い 4: その他
					2	固定	数字	旧法厚年・船保 { 02: 死亡の疑い 新法・新船保 { 04: その他 06: 雇用保険等の受給

郵便はがき

〒									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

お手紙ですが
郵便用紙を
お貼し
ください。

年金事務所 有

- 住所・支払機関変更届の提出にあたって
- 住所は郵便が正しく配達されるように届け、○の方を必ず正しく記入ください。
 - フリガナは、カタカナで漢字と読みを記入してください。
 - 現住所が田舎の場合は、郵便は必ず届くように。
 - 筆名は、ご記入いただく必要はありません。
 - 必要の年金受給権者や扶養の方は、この届出により、他の年金について住所変更を要します。また、この届出により前々までの年金の支払機関を変更することになります。変更する年金の年金コードを記入してください。
 - プライバシー保護のため、年金受給権者には、届出に同意し、年金コードを記入してください。
 - 必要の届出は、年金受給権者には、届出に同意し、年金コードを記入してください。
 - 支払機関の変更は、次の年金の支払日の1か月以上前までに手続きをお願いします。
 - 住所、氏名の変更は、年金受給権者への届出が必要です。そのために、届出後、そのままだと届出が有効になります。

住所	
氏名	
年金コード	

040

010 0001 1021

年金受給権者 住所・支払機関変更届		〒		市		区		町		丁目		番		号	
年金受給権者		〒		市		区		町		丁目		番		号	
住所		〒		市		区		町		丁目		番		号	
支払機関		〒		市		区		町		丁目		番		号	
年金受給権者		〒		市		区		町		丁目		番		号	
住所		〒		市		区		町		丁目		番		号	
支払機関		〒		市		区		町		丁目		番		号	
年金受給権者		〒		市		区		町		丁目		番		号	
住所		〒		市		区		町		丁目		番		号	
支払機関		〒		市		区		町		丁目		番		号	

図 1 - 1 年金受給権者 住所・支払機関変更届

【表面】

年金受給権者 住所変更届

※印欄は、ご記入いただく必要はありません。

①年金証書の 基礎年金番号 ・年金コード	基礎年金番号										年金コード				②生年月日	平成	年	月	日	提出日		
																1 明治 3 大正 5 昭和 7 平成						
受給権者氏名	(フリガナ)														電話番号							
															-							
<table border="1"> <tr> <td>届書コード</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>8 4 1 1</td> <td></td> </tr> </table>																			届書コード	区分	8 4 1 1	
届書コード	区分																					
8 4 1 1																						
(通知書等送付先) 変更後住所	③郵便番号										④(フリガナ)											
															郡市 区町村							
	④(フリガナ)														建物名							

◇上記にご記入の住所が住民票住所と異なる場合は、下記に住民票住所をご記入ください。

届書コード	区分	③処理区分	※	④住民票上住所取消	※														
8 9 8																			
住民票住所	⑤郵便番号										⑥(フリガナ)								
															郡市 区町村				
	⑥(フリガナ)														建物名				

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

◇住民票住所とは別の住所へ通知書等の送付を希望される方は、下記⑦欄で「1」を○で囲んでください。

◇住民票住所へ通知書等の送付を希望される方は、下記⑦欄で「0」を○で囲んでください。

住民基本台帳による住所の 更新停止・解除申出	⑦変更後住基更新抑止コード(該当する番号を○で囲んでください)		⑧変更後住基更新理由コード(年金事務所入力欄)	
	1 …住民基本台帳による住所の更新停止を申出します。		※	0 …施設入居等により住民票と異なる住所に居住しているため。
	0 …住民基本台帳による住所の更新を申出します。		※	0 …住民基本台帳による住所の変更を希望するため。

届書コード	処理区分コード	届書
8	4	4
1		

年金受給権者氏名変更届

(複数の年金受給権をお持ちの方は、この届出により、他の年金についても氏名を変更します。)

① 年金証書の基礎年金番号 および年金コード	基 礎 年 金 番 号	年 金 コ ー ド
② 生 年 月 日	明 大 昭 平 1・3・5・7	年 月 日
③ 変 更 後 の 氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)
⑦ 変 更 前 の 氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)
④ 変 更 の 理 由	a 復 籍 b 養子縁組 c 婚 姻 d そ の 他 ()	
② 備 考		
⑤ 氏 名 に 関 す る 証 明 上記の者の氏名は、現に戸籍に記載されていることを証明する。 平成 年 月 日 市区町村長		

平成 年 月 日 提出

郵便番号 □□□-□□□□

受給権者 住 所
(フリガナ)
氏 名

自宅の電話番号 () - () - ()

記入上の注意

1. 複数の年金受給権をお持ちの方は、①欄の「年金コード」欄はその一つのみを記入してください。
2. ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、
「明 大 昭 平 年 月 日」のように記入してください。
1・3・5・7 0 9 0 1 0 6
3. ③、⑦および受給権者欄のフリガナは、カタカナではっきりと記入してください。
4. ④は、該当する理由の記号を○印で囲んでください。「その他」の場合は、具体的に()内に記入してください。
5. ②には、①に記入した年金以外の年金証書を持っている方は、その証書の基礎年金番号および年金コードを記入してください。
6. 受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。

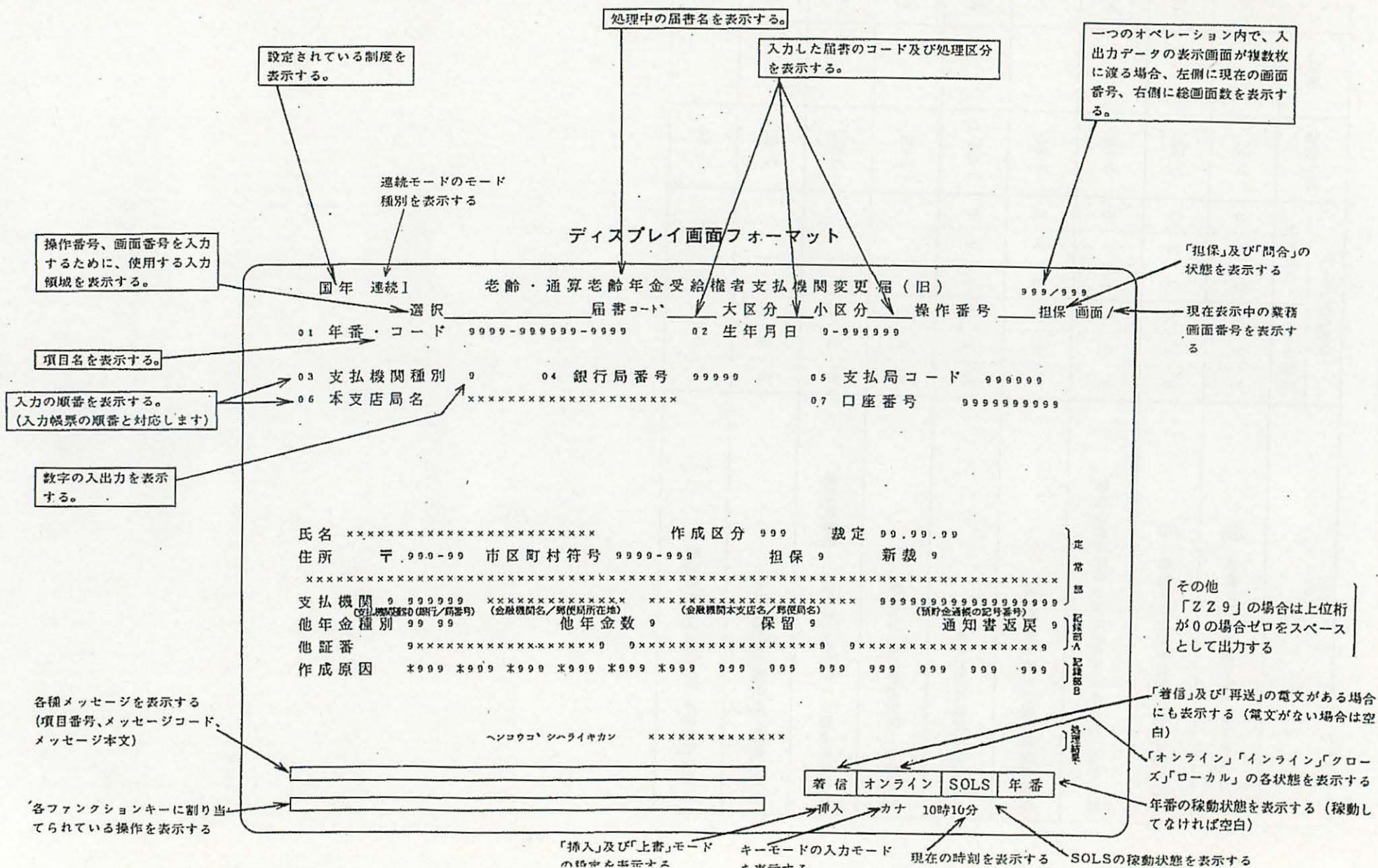
この届書に添えなければならない書類

1. 年金証書
2. ⑤に証明が受けられないときは、戸籍抄本または住民票の写し

(11.4)

図1-2 年金受給権者氏名変更届

(注) ☐については業務処理画面の入出力項目である。
その他については画面の共通項目であるため以下省略する。



ディスプレイ画面フォーマット

共通

選択

届書コート 841 大区分 1 小区分 操作番号 9

画面 999/999

01 年番・コード 9999-999999-9999

02 生年月日 9-999999

03 変更後郵便番号 999-9999

04 変更後住所

XXXXXX

XXXXXX

05 支払機関種別 9

06 銀行局番号 99999999

07 支払局コード 999999

08 本支店局名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

09 預金種別 9

10 口座番号 9999999999

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

住所 〒 999-9999

作成区分 999

裁定 9-99.99.99

市区町村符号 9999-999

担保 9

新裁 9

XX

XX

XXXXXXXXXXXX

支払機関

(金融機関名/郵便局所在地)

(店舗コード)

(金融機関支店名/郵便局名)

(預金種別)

(預貯金通帳の記号番号)

9 999999999

XXXXXXXXXXXXXXXX

999

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

9

99999999999999999999

(支払機関種別)

(銀行/局番号)

他年金種別 99 99

他年金数 99

保留 9-9-9-9-9-9

差止 9-99.99

通知書返戻 9

作成原因

9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999 9999

住所変更連動年金

項番

年金コード

差止

担保

通知書返戻

9

9999

99.99

9

9

9

9999

99.99

9

9

9

9999

99.99

9

9

1opガイドンス

2opガイドンス

定常部

記録部A

記録部B

記録部C

1op結果確認画面

図3-6 制度共通年金受給権者住所・支払機関変更届(1/2)

ディスプレイ画面フォーマット

共通		制度共通年金受給権者住所・支払機関変更届				画面	
選択	届書コート 841 大区分 1 小区分				操作番号 9	999/999	
01 年番・コード	9999-999999-9999		02 生年月日	9-999999		1opガイドン	
03 変更後郵便番号	999-9999		04 変更後住所				
XX						2opガイドン	
05 支払機関種別	9	06 銀行局番号	99999999	07 支払局コード	999999		
08 本支店局名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		09 預金種別	9	10 口座番号	9999999999	
XX						定常部	
氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		差止	99.99	担保		9
変更前住所	〒 999-9999		通知書返戻	9			
XX							
XX						記録部C	
XX							
XX							
XX							
年番ファイルの変更前住所 〒 999-9999 XXX						2op結果確認画面	
XX							
XX							
XX							
住変連動年金	年金コート	差止	担保	通知書返戻	市区町村符号		
	9999	99.99	9	9	9999X999	XXX	
	9999	99.99	9	9	9999X999	XXX 住所連動年金数 : 9	
	9999	99.99	9	9	9999X999	XXX 未処理年金数 : 99	
XX						記録部C	
XX							
支払機関 : 前 9 99999999 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 9 99999999999999999999							
XX							

図3-6 制度共通年金受給権者住所・支払機関変更届(2/2)

○ 定 常 部

項 番	項 目	説 明	関 連 (備 考)
1	氏 名	受給権者の氏名を表示する。	
2	特 例 納 付	国民年金の保険料の特例納付を行ったことにより通算老齢年金の受給権が発生したもののについて「トクレイ」と表示する。	
3	作 成 区 分	裁定原簿の作成区分を次により表示する。 00：昭和43年1月前に社会保険事務所において裁定されたもの 01：受給権発生年月を機械により算出したもの 02：受給権発生年月を手作業により指定したもの 03：裁定後に被保険者記録の訂正以外の要因で再裁定したもの 04：裁定後に被保険者記録に訂正が生じたため再裁定したもの **：失権しているもの	
4	裁 定	裁定処理の行われた年月日を表示する。ただし、昭和48年11月前に裁定されたものについてはオール「0」で表示する。 また、失権している場合は、失権処理の行われた年月日を表示する。	
5	新 裁	新規裁定分か、既裁定分かを次の区分により表示する。 0：既裁定 1：新規裁定（まだ支払処理の行われていないもの）	
6	住 所	受給権者の住所地の郵便番号、住所を表示する。	

項 番	項 目	説 明	関 連 (備 考)
7	市 区 町 村 符 号	受給権者に係る市区町村符号を次のように表示する。 <u>9 9 9 9</u> - <u>9 9 9</u> ↓ ↓ 府県課所 市区町村 符号 コード (ただし、手作業により市区町村符号を入力した場合は) (9 9 9 9 * 9 9 9 と表示する。)	市区町村コードについては、「都道府県符号・市区町村コード一覧」を参照
8	担 保	年金福祉事業団法第17条第4項により、年金の受給権を担保として資金の貸付を受けていることの有無を次の区分により表示する。 0 : 年金担保権の設定なし 1 : 年金担保権の設定あり	
9	支 払 機 関 (支払機関種別)	支払機関の種類を次の区分により表示する。 1 : 金融機関 2 : 郵便局 3 : 外国支払	(銀行等の例)
	(銀行/局番号)	支払機関種別1の場合、支払を行う金融機関のコードを左詰めで表示する。 支払機関種別2の場合、郵便局郵便番号を「999-999」又は「999△△△」と表示する。	1 0001 ダイイチカングョウ タカイド 0000123456 支払機関種別 金融機関コード 金融機関名 支店名 口座番号
	(金融機関名/郵便局所在地)	支払機関種別1の場合、金融機関名を表示する。 支払機関種別2の場合、郵便局の所在する郡市区名を表示する。 支払機関種別3の場合、「ガイコク」と表示する。	(郵便局の例)
			2 167 スギナミ タカイド 000000000012345678 支払機関種別 郵便局郵便番号 郵便局郡市区地名 郵便局名 貯金通帳の記号番号

項 番	項 目	説 明	関 連 (備 考)
	(金融機関本支 店名/郵便局名)	支払機関種別 1 の場合、金融機関の本店名又は支店名を表示する。 支払機関種別 2 の場合、郵便局名を表示する。 支払機関種別 3 の場合、「ガイコク」と表示する。	
	(預貯金通帳の記 号番号)	支払機関種別 1 の場合、預金通帳記号番号(口座番号)10桁を左詰めで表示する。 支払機関種別 2 の場合、次の区分により表示する。 預入取扱い : 貯金通帳記号番号を18桁で表示する。 預入取扱いなし: 「0」を18桁で表示する。 支払機関種別 3 の場合、「0」を10桁左詰めで表示する。	

○ 記 録 部 A

項 番	項 目	説 明	関 連 (備 考)
10	基 礎 年 番	年金手帳の基礎年金番号を表示する。	
11	他 年 金 数	他の年金の受給権を取得している場合その数を表示する。 ない場合は「0」と表示する。	
12	他 証 番	他の年金の受給権を取得しているものについてその年金証書の基礎年金番号・年金コードを次のように表示する。 9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9 - 9 9 9 9 - 9 課 所 符 号 番 号 年 金 コー ド 選 択 表 示 └────────────────────────────────┘ 基礎年金番号 なお、他証番は併給調整を要するものから優先して3個まで表示する。 また、ない場合は空欄となる。	